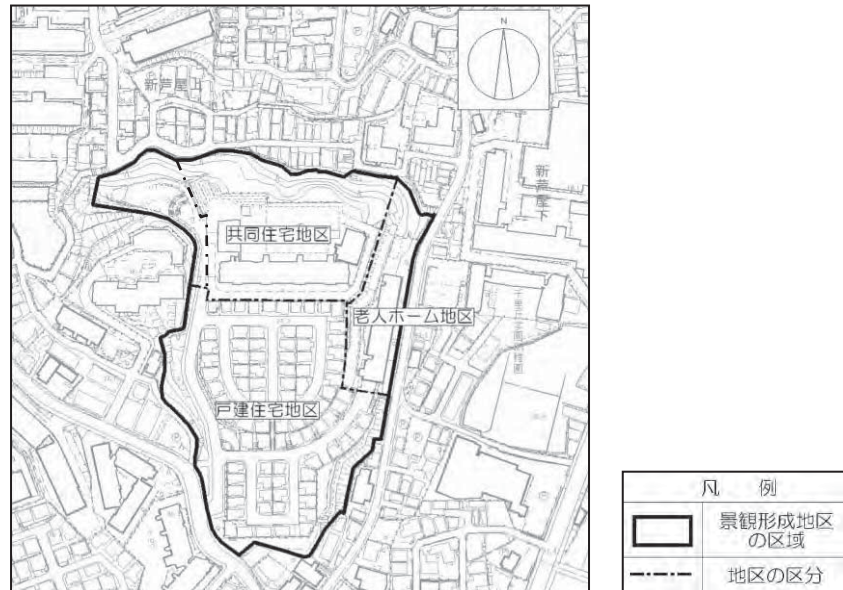


(2)新芦屋上地区

- ア.位置・・・吹田市新芦屋上地内 図1のとおり
- イ.区域・・・下図のとおり



- ウ.面積・・・約4.0ha
- エ.経過・・・
  - 1.旧要綱に基づき平成17年8月2日に指定、告示。
  - 2.旧要綱の規定に基づき景観形成地区の基本方針及び地区景観形成基準を平成17年8月9日に制定、告示。
  - 3.景観まちづくり条例に基づく景観形成地区に移行、平成21年4月1日施行。
  - 4.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。
- オ.基本目標・・・地形特性を活かした斜面緑地の面影を残し、みどりと建物が調和し、落ち着いたまちなみを維持・向上させ、市民の景観意識の高揚をめざします。
- カ.基本方針・・・
  - 1.地域のみどりを活かした潤いとゆとりのある人に優しいまちなみの創出
  - 2.地域にとけこむ新しいまちなみの創出
  - 3.地域住民の景観に対する意識の向上
- キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)戸建住宅地区

a.建築物

1.全体計画	周辺環境と調和した意匠とする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋根は勾配屋根とする。</li> <li>(2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面より、軒先は200mm以上、けらばは100mm以上突き出すことを基本とする。</li> <li>(3) 屋根は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色とし、無彩色(白～灰～黒色)明度5.0以下、若しくはYR(黄赤)、R(赤)系明度5.0以下、彩度6.0以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。</li> <li>(4) 質感、素材感のある素材とする。</li> </ol>

3.外壁の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</p> <p>(2) アクセントカラー以外の色彩は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、無彩色、若しくは YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度 4.0 以下、その他の色相は彩度 2.0 以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。</p> <p>(3) 質感、素材感のある素材とする。</p>
4.敷地	<p>(1) 道路に面する部分は開放的な空間となるよう工夫する。やむを得ず、かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣または透視可能な高さ 1.2 m までの構造とする。</p> <p>(2) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材とする。</p> <p>(3) 駐車場は平面駐車を基本とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</p>

#### b. 工作物

擁壁	できる限り植栽で覆い、仕様や色味は植栽を活かすものとする。
----	-------------------------------

#### c. 屋外広告物

<p>(1) 自己の敷地内で処理し自家用のもの、表示面積の合計は 1㎡以下とする。ただし、管理棟は除く。</p> <p>(2) 地色は低彩度のものとする。</p>
---

### (イ) 共同住宅地区

#### a. 建築物

1.形態意匠及び 素材	<p>(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は変化をもたせるなど、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。</p> <p>(2) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p> <p>(3) 周辺のまちなみや緑地になじみやすい色味とし、外壁のアクセントカラー以外の色彩は明度 6.0 以上、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度 3.0 以下、その他の色相は彩度 2.0 以下とする。</p> <p>(4) 質感、素材感のある素材とする。</p>
2.駐車場・駐輪場	<p>主の建築物と一体化する、デザインを合わせた附属する施設とするなどの配慮を行う。屋外とする場合は、公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくいよう配慮を行い、殺伐とした空間とならないよう、路面素材などを十分考慮する。</p>
3.ごみ置場	<p>建物と一体化する。別に設置する場合は、公共空間から見えにくい位置に配置するなどの配慮を行う。</p>

## b. 共通事項

- (1) 千里丘陵の特徴である斜面緑地を残し、里山の環境、景観をできる限り保持し、地域の共有資源として地域住民が自然に親しむ場として工夫をし、維持管理に努める。
- (2) 敷地境界には積極的な緑化を行い、周辺環境とつながりを意識し、ひろがり・ゆとりのある植栽計画とする。

## c. 屋外広告物

- (1) 壁面広告物、地上設置型広告物のみとし、表示面積の合計は 10 m<sup>2</sup>以下とする。
- (2) 周辺環境や建物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。

## (ウ)老人ホーム地区

### a. 建築物

1.形態意匠及び素材	(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は変化をもたせるなど、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。 (2) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。 (3) 周辺のまちなみや緑地になじみやすい色味とし、外壁のアクセントカラー以外の色彩は明度 6.0 以上、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度 4.0 以下、その他の色相は 2.0 以下とする。 (4) 質感、素材感のある素材とする。
2.駐車場・駐輪場	主の建築物と一体化する、デザインを合わせた附属する施設とするなどの配慮を行う。屋外とする場合は、公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくいよう配慮を行い、殺伐とした空間とならないよう、路面素材などを十分考慮する。
3.ごみ置場	建物と一体化する。別に設置する場合は、公共空間から見えにくい位置に配置するなどの配慮を行う。

## b. 共通事項

- (1) 千里丘陵の特徴である斜面緑地を残し、里山の環境、景観をできる限り保持し、地域の共有資源として地域住民が自然に親しむ場として工夫をし、維持管理に努める。
- (2) 敷地境界には積極的な緑化を行い、周辺環境とつながりを意識し、ひろがり・ゆとりのある植栽計画とする。

## c. 屋外広告物

- (1) 自家用のもので壁面広告物、地上設置型広告物のみとする。また、表示面積の合計は 10 m<sup>2</sup>以下とする。
- (2) 周辺や建物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。